

## 第3回 IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会 規制制度改革分科会 議事次第

1 日 時:平成 25 年 12 月 5 日(木) 16:00~17:47

2 場 所:中央合同庁舎第 4 号館 全省庁共用 1214 会議室

### 3 議 事

(1)開会

(2)IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン(案)について

(3)閉会

### 4 配布資料

【資料 1】 ※非公開資料(席上配布のみ)

### 5 出席者

國領座長、辻野構成員、中村構成員、舟田構成員、棕田構成員

内閣府 規制改革推進室

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 遠藤政府CIO、向井副政府CIO、

楠政府CIO補佐官、二宮参事官、吉川参事官、濱島参事官、瓜生参事官、

和田企画官、小浦参事官補佐

### 6 概要

<議事(2)IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン(案)について>

事務局から資料 1 に基づき説明が行われ、以下の発言があった。

○【6】「国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し」について、3 点伺いたい。まず 1 つ目は、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングは具体的にいつごろ、どういう形で、どのような業界団体を対象に実施しようとしているのか。

2 つ目は、「検討を行い」と書いてあるが、これは財務省と国税庁内部の検討なのか、それとも政府税調等の場で検討されるのか。

3 つ目は、「関係者等の意見」とあるが、この「関係者等」というのはどのような方々を考えているのか。

○1点目であるが、こちらの項目は、平成 23 年の際の同種の方針の中でも取り組みがあり、それを受けて平成 24 年度にアンケートを行っているとしている。ヒアリングについては、税務当局のほうで随時いろいろな企業から実態を把握しているとも聞いている。

2点目の「検討を行い」の範囲であるが、ここで書いているのは税務プロセスに乗せるという意味での検討ではなく、あくまで国税当局の中、あるいは制度所管の財務省の中ということである。

3点目の「関係者等」ということであるが、国税を納めていただく企業の方の団体とか、こういった電子化の技術を有してさまざまなサービスを提供している業界の団体とか、このテーマに関係した人たちについて意見を聞いて、それを踏まえるということである。

○税制改正プロセスで結論を得るということは、最終的には、省内の結論を政府税調、党税調にかけるということか。

○そうである。

○前向きなのか後ろ向きなのかあまりよくわからない結論なので、少しでも前進できる方向に頑張っていたきたい。特に、申告書類の3万円基準については、なぜ3万円でなければいけないのかといったところであり、当然アンケートをとると結論は見えている話なので、ぜひ前向きに検討いただきたい。

○国税庁、財務省ともそういった姿勢で臨んでおり、彼らも決してやらないという意味ではなく、国税の納税義務の適正な履行という観点もあるので、全体の制度との関係でしっかり取り組んでいきたいということである。

○【7】「教科書の電子化」について、前向きに検討していることは歓迎したいのだが、この対処方針を見ると3年後までに検討すると書いており、措置されるかも不明であり、ほかの項目と比べてもこれでは遅いという感じがする。どのような議論があったかを教えていただきたい。

○平成 28 年度は遅いのではないかとということであるが、教科書の電子化については、まず関係する法律が複数あり、かつ、教科書というのはまさに検定制度の下にあり、現在は電子教科書を検定するという仕組みにはなっていない。そのため体制の構築とか、あるいはどういった教科書であれば採択に値するのかといった検定基準について調査・研究が必要であるため、かなり幅広い教科書制度についての検討が必要だということである。また、この項目は教科書の電子化に限った話であるが、文部科学省の検討においてはこれ以外の広い意味での教育現場の IT 化を進めるため、関連する課題も並行して議論あるいは検討するということを文部科学省から聞いている。

したがって、検討期間も長いのではないか、あるいは今後の見通しも明確ではないのではないかというのはそのとおりではあるが、文部科学省としては前向きに、このテーマだけではなくて幅広く教育現場のIT化を進めるという姿勢で取り組んでいるということを聞いている。

○ここに来る直前まで、教育ICT利活用の超党派の国会議員の勉強会があり、そこでは、日本の教育のデジタル化は非常にスピードが遅くて何とかするべきだという議論が続けられている。また、教科書のデジタル化を進めるということは、去年の知的財産戦略本部の知的財産推進計画でも「検討する」ということが明記されており、今年の知的財産推進計画ではそれを一歩進めて「検討し、必要な措置を講ずる」ということが明記されているにもかかわらず、まだ検討が始まっていないという状況である。

個人の感覚としては、この問題は直ちに検討を開始して、来年度には結論を得るぐらいのスピード感が必要ではないかと思っているので、こういった意識を文部科学省と共有しておいていただければと思う。

○文部科学省には今の構成員の御指摘を伝え、情報共有したいと思う。

○規制制度改革分科会として、規制改革会議からいただいている項目を応援というか後押しするような立ち位置で、もっと早く、と言ってしまってもいいのか。

○我々は、今回この会議に関連の項目を報告するに当たり、規制改革会議の下の創業・IT等ワーキング・グループの中で、まず包括的に全体の方針を議論し、その結果、座長である安念先生に今後の取り進め方について一任いただいている。その上で、各項目について安念先生と相談し、各省庁と調整しながら進めた結果が当該記載であるので、この点理解いただけると大変ありがたい。

○「平成28年度までに導入に向けた検討を行う」というのは、具体的に何をやるのか。今まで「検討する」と言っていながらほとんど何も進んでいなかったということがあるから、「検討する」という言葉は「何もやらない」ということではないという確認だったのではないか。

○検討というのは当然結論を出すために検討している案であり、課題によってスケジュール感はまちまちだと思うが、このテーマは我々として、規制改革会議としても逃さない、先の目標については途中途中でフォローアップをしっかりとするという姿勢で臨んでいる。

○規制改革会議は、いつごろ結論の報告を出すのか。

○規制改革会議そのものは、ほかの項目と合わせ来年6月に実施する予定だが、この項目については、月内に、意見を出し、規制改革会議としての意見として取りまとめようと思っている。ただ、月内に1回意見を出したからといって、その意見がそこでフィックスされるわけではなく、さらに6月の全体の答申に向けて進捗状況をフォローしていくという取り組みを考えている。

月内に我々が実施しようとしているものについては、こちらの議論と可能な限り同内容の方針で進めようと思っている。

○【6】「国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し」と同じなのだが、欲しいのは主語や、誰がどの場で検討するかなどであり、有識者会議を立ち上げて検討するとまで書いてもらえれば責任感が入るといえるか、実現しそうな雰囲気が漂う。

○今の構成員の問題意識は、所管である文部科学省には伝えたいと思う。

○書き方が規制改革会議とずれるとよくないので、ここの書きぶりについては預けていただきたい。

【14】「遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し」は課題を抽出したところでおしまいか。

○現状のところは、厚生労働省の主張は、最低賃金という労働者保護の根幹にかかわるような問題であるので、非常に検討する視点は多岐にわたる。まずは課題の抽出をやらせてほしいというのが主張であり、我々もその考え方は相当であると考えている。

○抽出したら克服するために頑張るとか、そのくらいは書けないのか。

○平成26年度から3か年という期限もついており、その中で、まず課題というものを我々もよくフォローアップしたいと思っている。

○ここはすごく前向きにやっていただける部分と、労働の制度の根幹にかかわるところがあって、一筋縄ではいかない部分もあるということか。

○本分科会の目的や位置づけがよくわからなくなってきたのであるが、過去2回の本分科会で、実際に説明を受けて議論したのはテーマの1～3までであり、今、規制改革会議において対応してきた項目以外でも〈テーマ4〉及び〈その他〉は、本分科会では一切何の説明も議論もしていない。それを今日、説明を聞かされている理由は何なのか。結論として、本分科会からのアクションプランとしてこれを取りまとめたいのであろうが、構成員として名前も入っている中で、

基本的には一切関知していない項目が多くあり、今、駆け足で、実際に本分科会に我々が参画して議論していない項目の説明を受けて、それを支持・追認しろということか。

○第1回、第2回の中で、我々としてはぜひ時間をかけて構成員に議論をしていただきたいということと、もう少し事務的に我々のほうで各省との協議等を経て合意し、整理をしておこうというものというものはある程度分けながらやってきたが、構成員から意見があれば承るべき立場であるとも思っている。今日もちろん構成員の了解はいただきたいとは思いますが、〈テーマ4〉以降については議論いただき、ここで意見をいただければと思っている。

○初めから、規制改革会議等の他の案件も意識しながら進めるというのはこの会議を始めるときに確認していたので、少しその辺が難しい。たった3回の会議であるため、この場で議論するテーマは大きなものであり、それ以外に検討が必要な項目があったら提示してほしいとお願いしていた面もある。どの案件がどこから来ているのかという経緯を説明してもらえると、このような議論が進んでいるのでこの会議でも応援、諮問はしようというぐらいのことは、言えると思う。

○【15】「政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続きの見直し」は、基本的にいい話だと思うが、合理的かどうかについて各省に判断を任せるとやはりどうしても安全サイドに流れてしまうので、ある程度判断基準なりガイドラインのようなものを内閣官房のほうで示し、その上で各省が再点検を行って事後的にフォローアップを行うという形にしないと、結果的に余り進まないのではないかと危惧している。これは事後的なフォローアップだけではなく、再点検を行って、実際の改修に取りかかるまでの段階で内閣官房がしっかり口を挟んでいくという、そういう理解でよいか。

【17】「個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大」について、これも良い話なので、民間事業者への積極的な働きかけを具体的にどういうふうにやっていくのかということについても書けば、非常に関心を持つところが多いと思うので、よろしく願いたい。

○この件については、まず、最初に関係府省が検討するというのはもちろん大原則であるが、当然厳しく内閣官房なり総務省でやっていることをフォローアップしていくということには変わりはないので、意見を踏まえて取り組んでいく。

○【20】「道路占用手続きの簡素化・統一化」は、占用手続を統一すると非常に助かるという感じはするのだが、対処方針を見ると、様式をホームページに掲載して周知徹底するとなっており、だからそれをもってみんなで合わせようという議論にはなりそうにない。

○現実申し上げますと、県とか市町村の仕事の仕方に対し、国がどこまで指示をできるかという限界があるのは事実であり、現状、統一できるのは、最低限この項目は載せなさいというところは周知徹底した結果、どの自治体も道路占用申請書の項目は一緒ではあるが、例えばそこに事務的な、さらにプラスアルファで聞きたい何かがつけ加えられる形まで、自治体が独自につけ加えることを禁止できないというのが現状であり、その基本的な構図が当面大きく変わることはないのは、いたし方ない現状であると思う。その意味で、国土交通省のコメントとして、今の大きな枠の中でできることは、周知徹底ということまでしかないというものである。

○おそらく、官庁としてできる指示命令系統等のことであるといふことだろうと思うのであるが、それを前提として、だからそれをもってみんなでちょっと合わせようというのは一種の運動だと思うが、そんなことができれば良い。

もう一つ、【23】「クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し」であるが、これは非常に重要な項目だと認識をしており、対処方針の下から2行目のところに「関係者間の合意が得られることを前提に」という恐ろしい言葉が入っているが、この場合の「関係者」というのは誰を想定しているのか。ほかの項目もおそらく全て関係者というのがいて、そこを調整してできることを書いていくということと思うのだが、ここだけわざわざ「関係者の合意が得られることを前提に」と入っているというのは、合意が得られにくそうだということが出てきているということなのか。

○こういう法律の規定というのは、関係者間の合意が得られるのを待っていたらできないものであり、この「関係者間の合意が得られることを前提」というのは、外から見ると非常に奇異な文章に見える。

○この「関係者」については、著作権の保護の観点、あるいは公正な利用の観点、あるいは新しい産業の創出・拡大に資する観点という意味で、かなり幅広い方々、大きく言えば、著作権を有する人たちと、著作権を利用する人たちということである。また、検討の舞台としては、文化庁の審議会ということになり、そこでの検討スケジュールとしてこれを掲げ、平成 26 年度なるべく早い時期に結論を得るということを進めていくということである。

○【24】(金融機関による外部委託先の監督についての明確化)について、この財団法人の安全対策基準は、公的規制の位置づけを得ているのか。それともある財団法人の作った一つの私的な基準の扱いなのか。

○この財団法人の基準は、金融庁が金融機関の調査なり監督をする際にこの基準を参考にしているという位置づけになっており、実質的に公的なものと捉えることができると思う。

○基準というのは、最終的には金融庁のものになるということか。

○実質的にはそういうことであり、まさに出された安全対策基準を参考に、調査なり監督をするということである。

○しかし、それは省令なり公的な基準ではなく、そこが不思議である。

○金融庁では、金融庁の監督指針なり検査マニュアルというのは当然あり、これは公的なものであるが、このシステムリスクの話というのは非常に技術的な話が多数あり、その部分を対策基準ということでさらに詳細にしているといったたてつけになっている。

○議論の結果を踏まえて前向きなアクションプランになっている項目がある一方、【26】「建築確認申請の電子化」は、平成 25 年度中に留意点を調査して通知することで終わっているものであり、アクションプランとして提出するにはかなり対処方針の記述にばらつきが多過ぎる気がするものであり、もう一步踏み込んだ内容でないとアクションプランではないと思う。

それから、時間軸が全て「何年度中」という年単位になっていて、スケジュールを「平成 26 年度中」等決めている根拠は何なのか。長い期間かかってしまう一番の要因は何か、また、1 か月集中的に審議すれば決まるような話が、年単位で延びてしまう理由は何か。

○ばらつきがあることについては、いろいろな要因があると考えていて、一つは、結局、制度改革に至るまでの関係者間の意見調整を省庁の中で丹念にやっていくために時間がかかるということがある。もう一つは、法改正のスケジュールが基本的にまずあって、それに乗せられるかどうかということがある。将来に向けて法改正のスケジュールが全くないケースであると、各省庁としては簡単ではなく、その一方で、既にスケジュールリングされているものであるとすれば、それに乗っていくことができるという面がある。

ここの内容にばらつきがあるのは、そのようないろいろな事情があり、また期限のつけ方もやはり同じところであり、期限が見通せないという難しさだとか、ほかの法改正に対する今の検討状況、ステージがどこにあるかなどがかなり関係してくると思う。

○今までやっていなかったものを何とか変える方向に行こうというところまで向いてきたというのが今の立ち位置で、いつごろという話はやはりまだ非常にアバウトであるが、これで確定ということではなく、今回がスタートであり、「何年度」などというだけではなく「何月」等少しずつ明確にしていかなければならないと皆思っており、そういう覚悟でいるということでひとつ了解をいただきたいと思う。

○【25】「現況地形及び施工図の3D化・配信の推進」の公共工事の設計、積算等の施工図の3D化について、これは国交省しか書かれていないのだが、他省庁や、特に地方自治体がこういった3D化を進めていくための筋道まで何か書けないか。

また、【27】「公的機関からの電子的手段による通知の促進」について、①は、税務システムをeLTAXに対応できるように改修を進めると書いてあるのだが、それで③の統一使用フォーマットは各市町村が使うようなことにまでなるのか。「目途に対応する」と書いてあるのだが、各市町村が統一化したフォーマットを使うように対応すると理解してよいのか。

○【25】「現況地形及び施工図の3D化・配信の推進」について、これは公共工事の計画からずっと設計、施行、維持管理、更新という日本国にはどこにも存在しない大システムを今、これから作ろうと国交省自身が試行している段階であり、国交省以外、あるいは自治体への展開というのは今の時期ではかなり難しい。

【27】「公的機関からの電子的手段による通知の促進」の住民税の電子化の手続の関係であるが、③は、①と内容としては別の話であるが、①と同じタイミングでやるということ。それから、電子化する際に当然 eLTAX そのものがまさに統一システムになっているので、これに乗せられるということは当然に統一されているということである。

○違和感が残るが、ほかの構成員が賛成するのであれば、やぶさかではない。

○今回のこの会議の目的は、アジェンダを設定するということであると思う。我々はこれを追いかけるぞというのを示すことに同意いただけるのであれば、そこから先の中身については、これでいいというのではなくて、これを最低線としてぎゅうぎゅう締めていくということは書けないか。

○今まで検討されてきたけれどもなかなか進んでいないもの、一応やるといってスケジュールが載っていたが進んでいないもの、最近出てきたものをアクションプランとして整理したが、それは今後、棚ざらしにならないよう、出たものはしっかりフォローアップし、状況が変わったときには新しいものを追加したり、既存のものの一部見直しを行う際に、本分科会の力を借りたいということを経験の一枚紙にまとめてある。

○個別の項目以上に、今の発言部分は大事なのではないかと思うので、そのような認識をまとめた上で、外へ出すということは非常に意味のあることなのではないかと思う。

○踏み込み不足のところもあると思うが、まさにここに書かれていることを前進させるきっかけとなるということであれば意義があると思うので、私はこれで賛成したい。

○資料 11 ページ「3. 今後の対応」には、今、別途1枚紙でつけたものと、構成員からの意見などを書き込んでいきたいと思っている

今回、規制制度改革分科会としてこのアクションプランを年内にまとめるというのがもともとの我々に課された宿題ということであり、これを年内にまとめるということに向けて、今後幾つかのステップがある。

来週月曜日、この規制制度改革分科会の親会に当たる専門調査会があり、本分科会としての結論を整理した形で専門調査会のほうにかけさせていただく。

さらにその後、これは最終的には IT 戦略本部決定という形に持っていきたいと思っており、規制アクションプランも一旦この時点でできること、やらなければいけないことというのを一つの形にできればいいと思っている。

國領座長より、以下の発言があった。

○今日いろいろ意見いただいた部分もあるが、とりあえずこれを来週の専門調査会に出してオーソライズしていくという手続があるので、この別紙をどうやってこの中に入れ込んでいくかとかいうところも含め、許していただければ私のほうに一任いただき、本分科会としての報告として出させていたきたいと思うがよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

〈議事(3)閉会について〉

遠藤政府CIOより、以下の発言があった。

○事務局が各省と交渉し、項目を見つけ出し、今までなかなか言質をとれなかったところを幾つかとったということで、これがやっとスタートについたかなという程度のものであり、今後これがオーソライズされれば、これをもとに一つ一つをフォローアップし、それから、今後の環境の変化に応じてプラスマイナス、あるいはモディフィケーションということをやっていかなければいけない。その際は、また今日のように、構成員よりいろいろな角度から忌憚のない意見、あるいはアドバイスというものをいただいて進めていきたい。

規制改革というのは今まで長くいろいろやってきているけれども、幾つかまだ重要なものが残っている。それから、IT 化が進んだために、何も今ごろこんなことをやっていなくたっていいではないかというものがどんどん浮き出してしまっているということもあるので、構成員には、折に触れて、こういうこともあるぞということを書いてもらえれば、28 項目プラス幾つというふうにやっていきたいと思っている。

以上